



2020年4月17日

各位

会社名：株式会社省電舎ホールディングス
 代表者名：代表取締役社長 橋口 忠夫
 (コード番号：1711 東証第二部)
 問い合わせ先：取締役管理本部長 大浦 隆文
 (Tel:03-6821-0004)

当社元役職員らに対する責任追及のお知らせ（続報）

当社は、2019年6月20日付けプレスリリース「(開示事項の経過)改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」(以下「本件リリース」といいます。)において、同年2月14日発表「改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」の「V. 責任の明確化について」に関し、過年度の不適切会計(以下「本件不適切会計」といいます。)に関与した元役職員に対する責任追及として、損害賠償請求を行う旨を開示しておりましたが、2020年4月17日開催の取締役会において、新たに検討した事項に基づき審議を行い、以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件不適切会計に関する役員等の責任について

当社は、本件不適切会計に関与した元役職員らに対する損害賠償請求に関し、本件リリースの開示後、訴訟における立証上の観点から、その責任の有無、内容及び程度並びに損害賠償請求額の確定のため、関係当事者に対する対面又は文書でのヒアリング、2018年7月11日付けプレスリリース「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において開示した、第三者委員会が作成した同日付け調査報告書の事実認定の基礎となったと思われる資料の精査を行うとともに、公認会計士に対し、会計面での専門的知見に基づく調査・分析を依頼し、更なる調査・分析・検討を行ってまいりました。その結果、当社は、新たに別の当社元役員及び当社の当時の会計監査人らにも、任務懈怠が認められるものと判断いたしました。

そこで、当社は、2020年4月17日開催の取締役会において、本件不適切会計への関与度合い、責任追及訴訟を提起した場合の証明可能性等の諸事情を考慮し、2019年6月20日開催の取締役会において決定した当社元役員に加え、以下の当社元役員及び会計監査人に対しても、損害賠償請求を行うことを決定いたしました。

氏名	当社役員であった時期の役職
H氏	取締役
I氏	常勤監査役
J監査法人	会計監査人
K監査法人	会計監査人

2. 今後の当社の対応について

当社は、当社各元役員及び元会計監査人である監査法人に対して損害賠償請求の通知をし、任意の賠償を求める交渉を行う予定です。なお、今後の交渉の進展に伴い、訴訟を提起する場合には、速やかに開示いたします。

以上